

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成16年旭医大達第165号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後						現行					
(略)						(略)					
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年11月1日から施行する。</u>						(略)					
(略)						(略)					
別表第2（第11条第3項関係）						別表第2（第11条第3項関係）					
職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間	職員の区分	変形労働時間制の単位	勤務区分	始業時間	終業時間	休憩時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病院薬剤部 所属の薬剤師	<u>1箇月</u>	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	病院薬剤部 所属の薬剤師	<u>4週間</u>	日勤	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		半日	8時30分	12時15分				半日	8時30分	12時15分	
		12勤	8時30分	翌8時30分	12時00分～13時00分、17時15分～17時30分、21時30分～翌8時30分			12勤	8時30分	翌8時30分	12時00分～13時00分、17時15分～17時30分、21時30分～翌8時30分

		16勤	16時30分	翌9時30分	0時00分～1時00分, 6時00分～6時30分			16勤	8時30分	翌12時15分	12時00分～13時00分, 17時15分～17時30分, 21時30分～翌8時30分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考1～4 (略)						(略)					
【改正理由】 薬剤師の変形労働時間制の単位及び夜間勤務体制の変更に伴い、所要の改正を行うものである。											